

処 分 基 準

平成27年4月6日作成

条 例 ・ 規 則 名 : 金属くず類回収業に関する条例
根 拠 条 項 : 第14条
処 分 の 概 要 : 金属くず類の差止め
原権者 (委任先) : 山口県警察本部長
条例・規則の定め:
処 分 基 準 : 業者が取り扱っている金属くず類が盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物又は遺失物であると疑うに足りる相当な理由がある場合に、その金属くず類の保管を命ずる。 なお、金属くず類回収業に関する条例第14条の「相当な理由がある場合」とは、被害届、遺失届等に記載された被害品又は遺失物と同一のものである可能性がある場合、当該金属くず類を持ち込んだ者が同種の金属くず類に係る窃盗その他財産に対する罪の被疑者である場合、当該金属くず類の品目や価格、当該業者の営業実態等から判断して当該金属くず類が正当な取引過程を経たものとは考えられない場合等である。
問 い 合 わ せ 先 : 山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課 (係)
備 考 :